

ハブ都市武雄・周遊観光促進デジタルクーポン発行管理運営業務 公募型プロポーザル方式実施要領

1 趣旨

本実施要領は、ハブ都市武雄・周遊観光促進デジタルクーポン発行管理運営業務（以下「本業務」という）の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

本業務を受託しようとする事業者は、本要領に基づき必要な手続きを行うものとする。

2 業務の目的

本業務は、市内の公共交通機関等で利用できるデジタルクーポン（以下「クーポン」という。）を発行することで、多くの交流人口を呼び込み武雄に宿泊していただくきっかけをつくる。また、宿泊地武雄を起点とし、武雄市内及び市外周辺観光施設へのアクセス向上のための二次交通を強化促進することで、地域経済の活性化を図るとともにハブ都市武雄のPRを行うものである。

3 業務概要

(1) 業務名

ハブ都市武雄・周遊観光促進デジタルクーポン発行管理運営業務

(2) 業務内容

別紙「委託業務仕様書」のとおり

(3) 公募型プロポーザルに係る委託料上限額

30,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

委託料上限額には、クーポン原資20,000千円以上及び事業実施に係る費用を含む。

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月15日(金)まで

4 参加資格等

(1) 参加資格要件（必須条件）

プロポーザル参加資格は、次の条件を全て満たすこととする。

- ① 令和5年度及び令和6年度入札参加資格審査申請書を武雄市に提出し、登録されていること。入札参加資格については、物品・製造・庁舎維持管理業務委託等に登録されていること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- ③ 武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成23年訓令第3号）

による指名停止を受けていないこと。

- ④ 会社更生法（平成14年法律154号）による再生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続き開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けたものを除く。
- ⑤ 委託候補者として選定された場合、委託期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、提案書に記載した者を確実に配置できること。
- ⑥ 国・自治体等の実施するデジタルクーポン事業への導入実績があること。（協力者可）

(2) 協力者（協力事務所）

本業務に関する専門分野について、協力者（協力事務所）を加えることができる。ただし、この協力者（協力事務所）となったものは、本業務が完了するまで責任を持って関わる意思と能力を持つものであること。

5 参加資格の審査

(1) 本提案競技へ参加を表明しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

・参加表明書【様式1】

・業務実績書【様式2】

※国・自治体等の実施するデジタルクーポン事業への導入実績を証明できるものを添付すること。（協力者可）

・協力者名簿【様式3】

※協力者（協力事務所）がある場合は、提出すること。

(2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者、又は参加資格に満たないものは、提案競技に参加することができない。

6 提案の手続き等

(1) 事業者選定までのスケジュール

内容	期間等
実施要領等の交付	令和5年8月29日（火）から 9月14日（木）午前12時まで
質問書の受付	令和5年9月6日（水）午前12時（必着）まで
質問書への回答	令和5年9月12日（火）
参加表明書の受付	令和5年9月14日（木）午前12時（必着）まで
参加資格確認結果通知	令和5年9月19日（火）
企画提案書等の受付	令和5年9月26日（火）午前12時（必着）まで
書類選考の結果の通知（注1）	令和5年9月29日（金）以降

選定委員会開催日 (プレゼンテーション開催日)	令和 5 年 10 月 2 日 (月) から 10 月 6 日 (金) のいずれかの日
選定結果の通知・契約	令和 5 年 10 月中旬

(注 1) 参加者数が 5 を超える場合は、提案書の締め切り後、委託事業者選定に関する委員会を開催し、書類選考により選定委員会 (プレゼンテーション) の対象者を絞り込むことがある。

① 実施要領等の交付

交付期間 : 令和 5 年 8 月 29 日 (火) ~ 令和 5 年 9 月 14 日 (木) 午前 12 時まで
ただし、執務時間外、及び土日・祝日等の休日は交付しない。
交付場所 : 武雄市ハブ都市・新幹線課、武雄市ホームページよりダウンロード可

② 質問書の受付、回答

質問受付期間 : 令和 5 年 8 月 29 日 (火) ~ 令和 5 年 9 月 6 日 (水)
提出書類 : 質問書【様式 4】
提出方法 : FAX 又は E メールで提出すること。ただし、提出する場合は、事務局に対し電話で着信の確認を行うこと。
質問回答方法 : 質問者に対して回答を通知する。また、参加資格確認結果の通知に合わせ、すべての質疑回答を参加表明者全員に通知する。

③ 参加表明書の受付

提出期限 : 令和 5 年 9 月 14 日 (木) 午前 12 時 (必着) まで
提出場所 : 武雄市ハブ都市・新幹線課
提出書類 : (必須) 参加表明書【様式 1】及び業務実績書【様式 2】
(必要に応じて) 協力者名簿【様式 3】
提出方法 : 郵送又は持参 ※担当者に受領したことを必ず確認すること。
提出部数 : 1 部

④ 参加資格確認結果の通知

令和 5 年 9 月 19 日 (火) 頃に参加表明者全てに対し、書面によりその旨を通知する。

⑤ 提案書等の受付

提出期限 : 令和 5 年 9 月 26 日 (火) 12 時 00 分 (必着) まで
提出書類 : 以下の書類を提出すること。
ア 提案書
・提案書表紙【様式 4】 ※A4 サイズ 1 枚以内

- ・提案書（任意様式） ※A4サイズ 10枚以内
 - ・本業務委託の実施スケジュール案（任意様式） ※A4サイズ 1枚以内
 - ・業務実施体制表（任意様式） ※A4サイズ 1枚以内
本業務委託の実施体制がわかるもの
 - ・協力者名簿 【様式3】 ※A4サイズ 必要枚数
 - ・見積書（任意様式） ※A4サイズ 1枚以内
積算内訳が分かるもの
 - ・業務実績書【様式2】 ※A4サイズ 1枚以内
- イ 事業所概要【任意様式、企業パンフレット等でも可】

提出場所 : 武雄市ハブ都市・新幹線課
 提出方法 : 郵送又は持参 ※担当者に受領したことを必ず確認すること。
 提出部数 : 正本1部、副本8部

⑥ 選定委員会開催日（プレゼンテーション開催日）

選定委員会において、提案内容をより理解するため、提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

ア Web会議システムによるオンライン開催

※Web会議システムへのアクセス方法については、参加者に別途通知する。

イ 提案追加資料の配布等は禁止するが、提出された提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

(2) 実施日時及び場所

実施日は、令和5年10月2日（月）から令和5年10月6日（金）までのいずれかとし、場所及び時刻等については、別途通知する。

⑦ 優先交渉権者等の決定

プレゼンテーションにより審査し、最低基準点に達したもののの中から優先交渉権及び交渉権者を1者ずつ選定する。

⑧ 選定結果の通知

審査結果については、提案書を提出した者すべてに文書で通知する。

⑨ 契約の締結

選定した優先交渉権者（優先交渉権者が応募資格を満たさないと判断された場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、交

渉権者) と交渉し、契約手続きを進めるものとする。

7 選定委員会

(1) 名称

選定を行う委員会は「ハブ都市武雄・周遊観光促進デジタルクーポン発行管理運営業務受託候補者選定委員会」とする。

(2) 構成メンバー

武雄市職員及び学識経験等を有する者で構成する。

(3) 審査方法等

選定委員会会議は、非公開とする。ただし、優先交渉権者及び審査講評については、武雄市ホームページで公表する。

(4) 評価基準

- ・業務実施体制及びスケジュール
- ・クーポンの発行及び広報
- ・周遊観光促進
- ・予算配分

8 評価結果の公表及び通知等

(1) 評価結果の公表

ハブ都市・新幹線課において、選定委員会における審査講評を公表する。

(2) 評価結果の説明

プレゼンテーション参加者は、評価結果について通知の日から起算して5日以内(市の閉庁日を除く。)にハブ都市・新幹線課に説明を求めることが出来る。

(3) 評価結果の通知

最も適した提案者を選定し通知を行う。また、選定した者と契約額等が協議成立後、随意契約を締結する。選定されなかった者に対しても、通知を行う。

9 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ・提出書類に虚偽の記載をしたもの
- ・選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの

10 その他留意事項

(1) 提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

(2) 全ての提案書は返却しない。但し、提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属する

ものとしします。

- (3) 本プロポーザルに係る情報開示請求があった場合は、武雄市情報公開条例に基づき提案書等を公開する場合がある。
- (4) 提出期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (5) 提案者が1者であっても本プロポーザルは実施し、審査の結果業務を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者を優先交渉権者とする。
- (6) 優先交渉権者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定したものであり、地方自治法及び同法施行令に基づく契約手続きの完了までは、市との契約関係を生じるものではない。
- (7) 契約締結にあたっては、選定された提案書等をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、再度市と調整を行い、協議が整った場合は、委託業務を締結する。

1 1 契約事項

契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。但し、武雄市財務規則第120条の契約保証金の減免に該当するものは、納付を免除する。

1 2 問い合わせ先

武雄市営業部ハブ都市・新幹線課

住 所 〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和12番地10

電話番号 0954-23-9160 FAX 番号 0954-23-3816

E-mail hub@city.takeo.lg.jp

別表 評価基準

大項目	中項目	評価基準	配点
1. 業務実施体制及びスケジュールに対する評価			
	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制図が詳細に記載され、業務実施体制が構築されているか。 ・発注者との連絡・調整等にあたり十分な体制としてしているか。 ・ユーザーからの問い合わせに対し、適切な対応が想定されているか。 	10
	業務スケジュール	・スケジュールを具体的に設定され、業務実施可能なものとなっているか。	10
	類似の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に類似の業務実績があるか。 ※件数だけでなく、業務の範囲、実績の内容、成果が本業務にふさわしいものかについても評価する。 	10
2. クーポンの発行及び広報に対する評価			
	クーポンの発行	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーにとって利便性や使用感の高い提案となっているか。また、クーポン配布に関して、ユーザーに配布できるシステムとなっているか。 ・売上金の適正管理、安全かつ速やかに換金できる提案となっているか。 ・参加事業者負担のないシステムとなっているか。 ・クーポン発行枚数の管理及び不正使用の未然防止に有効的なセキュリティ対策が講じられているか。 	40
	広報活動	・旅行需要者へクーポン事業について、効果的な情報発信が計画されているか。	10
3. 周遊観光促進に対する評価			
	周遊観光促進	・西九州エリア（佐賀県西部及び長崎県）への周遊観光の促進につながる独自の提案があるか。	10
4. 予算配分についての評価			
	適正な予算配分	・本業務を実施するにあたり、適正な予算配分がなされているか。	10
総計			100